

JCALA から実験動物の 偏重使用に対してのお願い



- 実験動物が雌雄別なく使用されれば安楽死処置の数は半減します。
- 資源の有効利用で生産コストは軽減します
＝販売価格の抑制に繋がります
- 実験動物の適正飼養 (Well-being) は生産者の務めです。

**「実験動物の雌も雄も同じように使用される」
ようになって欲しい!**

実験動物の品質管理と検疫体制のお願い

実験動物の品質管理について

- 実験動物は生産施設での定期的微生物モニタリングによって、供給される動物の品質基準を証明しています。
- 微生物モニタリングによって、生産施設の品質管理体制の信頼性を保証することができます。

VS

- 一方、同モニタリング検査成績が出荷時の動物の陰性を保証するものではありません。
- 初期の感染を検出することは困難で、感染症発生初期に摘発を免れて出荷されてしまうことが考えられます。

→ 微生物モニタリング検査の限界

例：生産コロニーで 20% の動物が感染している場合、感染症を 99% の確立で検出するには、21 匹の動物を用いてモニタリングを実施する必要があります。

“実験動物としてのマウス・ラットの感染症対策と予防” アドスリー（2011 年）

検疫の重要性

- 感染拡大を防ぐ最も有効な手段は各施設での検疫です。納品検収後は、別の場所で一定期間隔離飼育し検疫を経て実験に使用して頂くようお願いします。



日本実験動物協同組合って

- 実験動物生産販売業者の組合として前身の日本実験動物生産販売業協会が設立(1970年)され、農林水産省が実験動物を産業分類表中に畜産類似業として掲載したのを機に、中小企業等協同組合法人日本実験動物協同組合に改組し誕生(1972年)しました。
- 現在も農林水産省管轄下で活動しており中小企業基本法・中小企業等協同組合法の要件を満たした協同組合です。



《トピックス》

- ★ 韓国型出血熱KHF(現腎症候性出血熱HFRS)への対応としてKHF特別対策委員会を立ち上げ(1978年)、日本国内と韓国の関係機関とも協力して情報収集と検査体制を確立、定期的にラットコロニーのHFRS血清抗体検査を実施する体制を整えた。このことは日本の実験動物の品質向上推進に大きな役割を果たした。
- ★ いわゆるカルタヘナ法への対応として、現在の(公社)日本実験動物協会と共同でQ & A集を発刊(2005年)し実務上の注意等の啓発活動を行い適正利用を喚起した。
- ★ 1977年に初版発行し定期的に内容を更新していた「実験動物供給の現状」の内容をホームページに掲載を開始(2009年)し、タイムリーな情報ツールとしてユーザーの実験動物購入時の利便性を向上させた。
- ★ 「実験動物のトラブルQ & A一系統・種の特性に起因する事例から」を発刊(2011年)し、動物納入時に遭遇する事例についての情報提供を通じて生体としての特性の啓発に努めている。